

個人から法人に変更（法人成り）されたお客様へ

✓お客様が運営されている事業（診療所等）の開設者を「個人」から「法人」に変更された場合は、**法人成り後の決算期を基準**に決算書類を提出してください。

- ・今年度ご提出いただくのは「令和5年度決算」になります。
- ・「令和5年度決算」とは、福祉医療機構が定める **令和5年10月～令和6年9月までの期間**に決算期がある決算を指します。（詳細は以下「令和5年度決算の決算期及び提出期限」をご参照ください。
- ・**令和5年10月～令和6年9月までの期間**に決算期（★）がある決算書類は、全てご提出ください。

「令和5年度決算の決算期及び提出期限」

決算期	提出期限
令和5年10月	令和6年6月28日
令和5年11月	
令和5年12月	
令和6年1月	
令和6年2月	
令和6年3月	

決算期	提出期限
令和6年4月	令和6年7月31日
令和6年5月	令和6年8月31日
令和6年6月	令和6年9月30日
令和6年7月	令和6年10月31日
令和6年8月	令和6年11月30日
令和6年9月	令和6年12月31日

<例1>3月決算の場合 ※ ① 令和5年度決算(個人確定申告)と ② 法人第1期決算書 を提出してください。売上の期間に抜けが無いようにご注意ください。

年度	令和5年度												令和6年度											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
決算書類	① 令和5年度 決算（個人確定申告 R5.1～R5.12）★												② 令和5年度 決算（R5.7～R6.3）★ （法人 第1期決算書）											
	法人成り R5.7.1																							

<例2>9月決算の場合 ※ ③ 令和5年度決算(個人確定申告)と ④ 法人第2期決算書 を提出してください。売上の期間に抜けが無いようにご注意ください。

年度	令和5年度												令和6年度											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
決算書類	③ 令和5年度 決算（個人確定申告 R5.1～R5.12）★												④ 令和5年度 決算（R5.10～R6.9）★ （法人 第2期決算書）											
	法人成り R5.7.1						令和4年度決算 （法人 第1期決算書）																	

上記、決算書類提出に関するご質問等がございましたら、次の連絡先までお問合せください。

☎決算書類 専用コールセンター☎ **0570-085-009** 平日9:00～17:00（土日祝日を除く）

なお、決算書類以外（「施設情報登録」「事業報告書(診療所)」）に関するご質問等は、次の連絡先までお問合せください。

事業報告書コールセンター：0570-00-8070 平日9:00～17:00（土日祝日を除く）

✓ 福祉医療機構に対して法人成りの報告（手続き）をしていないお客様は、次の連絡先までお知らせください。

顧客業務課 専用コールセンター：0570-550-210 平日9:00～17:00（土日祝日を除く）